

応札上限・応札責任について

平成 27 年 4 月以降の発行入札における応札上限・応札責任（案）

1. 応札上限

平成 27 年 4 月以降のすべての国債（国庫短期証券を含む。）の入札（非競争入札、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札を除く。）において、各入札参加者の応募の限度額は、発行予定額の 2 分の 1とする。

2. 応札責任

平成 27 年 4 月以降のすべての国債（国庫短期証券を含む。）の入札（国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札を除く。）において、国債市場特別参加者には、相応な価格で、発行予定額の 4% 以上に相当する額で相応の額を応札する責任を課すこととする。

各国のPD制度(応札上限等)

未定稿

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ※2
PD社数	23社	22社	21社	19社	37社
応札(落札)上限	発行予定額 (PD自己分及び委託者分の合計額)	発行予定額の35% (PD自己分・各委託者分の各応札額)	・通常の利付国債: 発行予定額の25% ・物価連動国債: 発行予定額の40% (PD自己分・各委託者分の各落札額)	なし ただし、同一銘柄について2回目の発行までは同一価格帯での応札上限あり※1	なし
応札義務	発行予定額の3% (×23社=69%)	発行予定額÷PD社数 (×PD社数=100%)	すべての入札に参加	すべての入札に参加	なし
落札義務	・短期: 直近2四半期の発行総額の0.5% ・長期: 直近2四半期の発行総額の1%	なし	半年間の発行総額の2%	1年間の発行総額の2%	1年間の発行総額の0.05%
未達防止の対応	応札上限設定時には応札義務の引き上げ(3%⇒4%)が必要か	未達は生じないため対応不要	札割れ時、債務管理庁(DMO)が未達分を保有し、適宜、PDへ売却※3	なし※3	札割れ時、独連銀が未達分を保有し、適宜、流通市場で売却※3

※1 ・固定利付長期国債(OAT)、固定利付中期国債(BTAN):600mil€ ・変動利付長期国債(OAT):300mil€ ・短期国債(BTF)(除くFB):1bil€

※2 ドイツの「Bund Issuance Auction Group」は、メンバーのみが入札に参加出来るという点では英仏のPD制度と類似しているが、その指定要件は「EU域内に本拠を構える金融機関」というだけであり、応札義務や発行当局との意見交換などがないことから、諸外国のPD制度とは一線を画すものである。

※3 イギリス、フランス、ドイツにおいては、安定消化のため、超長期債・物価連動債等の一部でシ団引受による発行を行っている。